

2011年認定事業主

しんぽうけんせつ
晋豊建設株式会社（宇都宮市）



行動計画期間

平成20年11月1日～平成22年10月31日（2年間）

取組内容

- ① 小学校就学前の子を持つ従業員が利用できる短時間勤務制度の導入
- ② 年次有給休暇の取得促進

企業のコメント

「基準適合一般事業主認定にあたり」

この度、基準適合一般事業主の認定を頂きました晋豊建設株式会社と申します。3年前、社長に就任し、社員就業規則の全体的見直し整備を行う中で、育児支援などについて、当社でも可能な取組みはないかと模索し、一般事業主行動計画を策定いたしました。建設業という労働環境の特殊性から、実現可能な計画内容を議論し、社員からの意見なども採り入れながら考案いたしました。有給休暇の取得促進などは、業務繁忙期の節目にまとまった休暇を取るという、当社での慣例を制度として採り入れたことは、実現も比較的容易でしたし、若年社員も、より取得し易くなったと思います。建設業者としては北関東3県で初めての認定とのお話を伺い、大変名誉なことと喜んでおります。今後も、更なる社員の生活向上を考え、取組んでゆきたいと思っております。

男性の育児休業取得者のコメント

育児休業を取得する事となったのは、第三子の出産予定に対し、二兄の対応に不安があった為です。なかでも授業終了時の迎えが必要な学校に通っている為、仕事では毎日の迎えが無理な事です。

父が自宅介護4で母が介護している状況なので上司に相談したところ、就業規則中の育児休業・短時間勤務制度が適用できるとの事で取得いたしました。私としては非常に助かる事でした。

制度を利用した事で、家族の絆が深まり、親子共々貴重な経験となりました。我が社が育児子育てに理解があり大変幸せだと感じています。